

10. 原簿の謄本交付（閲覧）

〔 謄本交付（閲覧）請求 → 謄本交付（閲覧） 〕

①謄本交付（閲覧）請求書（第七号様式）

提 示：本人 … 第二種運転免許証に係る運転免許証
事業者… 申請者本人確認書類（運転免許証等）

交付（閲覧）手数料：400円

- ※ 登録運転者は、自分の原簿の謄本の交付（閲覧）を受けられます。
- ※ 事業者は、登録センターにて職員の立会いにより、登録運転者に係る原簿の閲覧に供するものとする。

<登録原簿記載事項>

- ・登録番号
- ・登録年月日
- ・運転免許証の番号
- ・運転免許証の有効期限
- ・運転免許証の種類
- ・氏名
- ・生年月日
- ・住所
- ・事業者名及び住所
- ・運転者証交付年月日
- ・運転者証再交付年月日及び事由
- ・運転者証返納年月日及び事由
- ・登録消除の事由
- ・登録の禁止期間及び事由
- ・登録の効力の停止期間

謄本交付（閲覧）請求書

登録番号	
------	--

一般社団法人山口県タクシー協会 殿

運転免許証の番号									
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

申請年月日						
令和	●	年	●	月	●	日

フリガナ	
氏名	

住所

申請者の氏名

請求枚数	
登録原簿（A）	枚
登録原簿（B）	枚

- 注（1）請求書の名称中不要の文字は、消すこと。
（2）請求枚数の欄は、謄本の交付を請求する場合にのみ記入すること。
（3）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
（4）氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。